

「スチュアートの貨幣論と表券貨幣説」

柴田徳太郎（帝京大学）

1. はじめに

近年、仮想通貨の興隆に伴い「表券貨幣説」が注目を集めつつある。商品貨幣説を歴史帰納的にも論理演繹的にも批判する潮流である。この「表券貨幣説」の学説史的検討において、これまでスチュアートの貨幣論についてはほとんど言及されてこなかった。理論的継承関係が明確でないからである。しかし、古典派の商品貨幣説の批判者として、スチュアート貨幣論が表券貨幣説論者の先行者であることは間違いない。スチュアートの有効需要説がケインズの先行者であったように。本報告は、スチュアートが表券貨幣説の先駆者と言えるかどうか、スチュアート貨幣論と表券貨幣説の類似性と相違点、について検討する。この異端の貨幣論の比較研究は、スチュアート貨幣論研究に新しい光を当てることになるとともに、表券貨幣説研究にも新しい視点を持ち込むことになると考えられる。

2節では、表券貨幣説の系譜を整理する。取り上げられるのは、Knapp と Mitchell Innes である。3節では、この表券貨幣説との比較という観点から、スチュアートの貨幣論を検討する。4節で、本報告を総括する。

2. 表券貨幣説の検討

表券貨幣説は古典派・新古典派の商品貨幣説を次のように批判する。歴史帰納的に見ると、商品（金属）貨幣は例外的であり、主流は表券貨幣である。例としては、ヤップ島の石貨幣、中世イングランドのタリースティック、様々な国家紙幣、銀行券、などが列挙される。論理演繹的には、商品交換の際の欲望の二重の一致の困難から商品貨幣を導き出す論理の破綻を指摘する。（詳細は3節（2）で言及する）

では、表券貨幣とは何か。それは、トークンのような象徴貨幣である。商品（金属）貨幣のようにそれ自身が価値を持つ有体財産ではなく、譲渡性のある無体財産である。表券貨幣への人々の信頼を支えているのは、国家、コミュニティ、銀行組織などの社会システムである。こうした社会システム（制度）への信頼が、表券貨幣の流通根拠である。この表券貨幣説は、石貨幣、タリースティック、国家紙幣、銀行券だけでなく、鑄貨、預金通貨、ビットコイン等の仮想通貨にも適用可能な汎用性の高い概念である。論者によって強調点は異なるが、表券貨幣説は以上のように整理することができる。

（1）クナップの表券貨幣説

次に、表券貨幣説の系譜をたどってみよう。まず、ドイツ新歴史学派の泰斗、クナップ（1842-1926）の『貨幣の国家理論』から検討する。

彼は、次のように述べる。支払い手段は金属である必要はない。紙でもよい。価値（value）の単位はもはや特定の重量の金属ではなく、歴史的に規定された法的概念である。そして、貨幣を「法の創造物」と定義し、価値の単位は名目的なものであると主張する。ここでは、

彼の「名目貨幣説」が述べられていると言ってよいだろう。(第1章第1節)

次に、表券主義的支払手段についても述べている。負債は価値の単位で表現され、支払い手段によって解消される。支払い手段は、鑄貨でも紙幣でもよい。特定の物質である必要はない。それは、ある特定の価値単位量を保持しているが、その確実性を支えているのは法である。そのような鑄貨や紙幣は表券的 (chartal) 支払手段、あるいは表券的貨幣と呼ばれる。その確実性は、鑄貨や紙幣の中身とは独立している。国家から法は生み出される。したがって、貨幣は国家の制度である。ラテン語の *charta* の意味は、切符、トークンである。したがって、貨幣は支払切符ということになる。これが、クナップの「表券貨幣」説である。では、貨幣が国家の制度であり、表券的支払手段であるとはどのような意味なのだろうか。chartalism (表券主義) の定義は法貨規定が支払い手段を決定するというものだろうか (シュンペーターの解釈)。しかし、クナップの議論はその先に進んでいく。貨幣は法の創造物である。しかし、狭い意味での法律の創造物と解釈してはならない。広い意味で、国の立法行為の創造物、立法的政策の創造物である。(第1章第1節)

では立法行為とは何か? 狭く定義すべきではない。基準は、国によって発行される貨幣ではありえない。なぜなら、最も重要なものが除外されてしまうから。それは銀行券である。法貨でない貨幣も頻繁に存在する。そこで重要となるのが、国家による発行ではなく、国家による受取である。(第2章第6節) 表券貨幣を創造するのは、法貨規定ではなく、国家による受取の決定なのである。

次に、クナップは銀行券について議論を進める。(第2章第8節 a) 銀行券の受容性は金準備に基づくものではない。顧客と銀行は *private pay community* を形成し、公的支払共同体は国家である。銀行券は準備から価値を生み出すのではなく、民間の支払共同体と公的支払共同体における使用から生まれる。この使用は、銀行と公的支払所における受容性である。民間支払共同体において銀行貨幣は民間の支払いに使用される。しかし、公的支払共同体での支払いは国家貨幣が要求される。銀行貨幣での支払いは最終支払ではない。国家はそれを銀行に提示し、償還を要求する。

では、何が銀行貨幣を国家貨幣にするのか? 銀行貨幣は自動的に国家貨幣なのではない。しかし、国家が国家への支払いとして受け取ると宣言すれば、銀行貨幣は国家貨幣となる。さらに、国が銀行券を支払いに使えば、銀行券は *valuta money* (標準貨幣) となる。しかし、国はしばしば銀行に銀行券の国家貨幣への兌換を要求した。しかし、危機の際、政府は兌換を停止する法を通過させる。銀行券は *valuta money* であると宣言する。時にはこの銀行は1つ、中央銀行のみに限定された。

このように、彼は、国家貨幣の価値は金属に基づくとは考えていなかった。国内的には金属は必要なかった。しかし、外国貿易勘定では正貨が必要であった。国家は外国において負債を課す力は持たないからである。

以上が、クナップの表券的貨幣論の概略である。整理すると次のようになる。①名目貨

幣説。貨幣単位は名目的なものであり、歴史的に規定された法的概念である。②表券貨幣説。表券貨幣（シンボルとしての貨幣）を生み出し、支えているのは、法貨規定ではなく、国家による受容性である。③表券貨幣の限界。国内的には金属は必要なかったが、外国貿易勘定では正貨が必要であった。

（2）イネスの「貨幣の信用理論」

次に、イギリスの外交官でもあったミッチェル＝イネス（1864－1950）の2つの論文を検討してみよう。イネスは「貨幣とは何か」（1913）という論文で、通説を批判している。通説の定義は以下の通りである。「ある特定の商品が交換手段、価値尺度となる。この商品を貨幣と呼ぶ。やがて、金、銀が貨幣となる。やがて鑄貨へ。やがて信用が代替貨幣となる。」この「商品貨幣説」をイネスは次のように批判する。

「スミスの議論は、ホメロスやアリストテレスの言葉に依存したものに過ぎない。しかし、近年のバビロニアの発見は、物々交換から貨幣が生まれるという説を否定するものであった。」「商品貨幣の例としてスミスが取り上げていたスコットランドの釘、ニューファンドランドの干しタラは、1805年版の『国富論』では削除されている。」「スコットランドの島では釘製造業者への支払い、代金受取は帳簿信用で行われていた。」「ニューファンドランド島で漁をする漁師の商人との取引も帳簿信用で行われた。」このように、イネスは、古典派の物々交換から貨幣が生まれるという商品貨幣説の想像上の物語には歴史的根拠がないと指摘している。同時に、次のような論理的批判も行っている。「もしも、漁師がタラで支払いをしたら、タラを購入する商人はタラでタラを買わなければならない。これはばかげた議論である。」

翌年に書かれた「貨幣の信用理論」（1914）で、イネスは通説（金属貨幣説）に対する代替理論を提示している。通説の代表者としてはスミスを挙げているが、代替理論の先駆者としては、スチュアート、マン、ボアギュベールの3人を挙げている。スチュアートは「貨幣単位は必ずしも鑄貨と同一ではない」ことに気づいていたし、マンは「金銀は外国貿易の基礎ではない」ということを理解していたし、ボアギュベールは、「紙には銀と同じ機能がある」と断言していた。スチュアートについての言及はこの1行だけだが、その内容は次のようなことであろう。すなわち、鑄貨の額面価値と、鑄貨の素材である金属の市場価値とは一致しない。鑄貨が磨滅し、鑄貨の素材価値が下落しても、鑄貨の額面価値は下落しない。このことは、鑄貨は表券貨幣であり、商品貨幣ではないことを示している。この点については第2節で再び検討する。

イネスは代替理論の先駆者を紹介した後に、代替理論である「貨幣の信用理論」の内容を次のように説明している。主理論は「商品の売買は信用と商品の交換である」である。この主理論から次の准理論が生まれる。「信用の価値、貨幣の価値は貴金属の価値に依存せず、債権者の権利あるいは、債務者の義務に依存する」。「我々は債権者でもあるし債務者でもある。我々は債権を銀行に売れる。銀行は手形交換所となる。したがって、銀行を通じて債権と債務が相

殺される。」この信用理論の修正版が「我々は銀行に債権を積み上げている。したがって、商品購入の際に債務を負う必要はない」である。

この信用理論は国家に拡張される。「政府は最大の商品購入者。鑄貨や紙幣を発行し、税支払で償還する。我々は、政府への債権で商品購入ができる。あるいは銀行に譲渡することができる。」このように、彼は「政府の貨幣もその他の貨幣も信用貨幣」であることを明らかにした。以上のように、イネスの貢献は次の3つである。①通説である商品貨幣説を批判し、②代替説である「貨幣の信用理論」、すなわち、「貨幣は信用である」ことを提示した。③「貨幣の国家理論」と「貨幣の信用理論」を統合した。「政府の貨幣も国の債務であり、信用貨幣である」ことを示した。

3. スチュアートの貨幣論

この説では、第1節で検討した表券貨幣説との比較という観点から、スチュアートの貨幣論を検討する。

まず、『経済の原理』第2編第26章では「現実の貨幣」を彼は2つに分類している。①鑄貨と、②象徴貨幣（銀行券、銀行預金、手形、債券、商人の帳簿等の信用通貨）、である。ここで注目すべきなのは、①鑄貨の定義である。鑄貨は「合意により、または国家の権威のもとに内在的価値を持つ」。「鑄貨の内在的価値は一般的合意（agreement）または国家の権威に基づく」というのが彼の鑄貨に関する説明である。これは、商品貨幣説ではなく表券貨幣説である。彼は、②象徴貨幣（信用貨幣）だけでなく、①鑄貨も、表券貨幣という観点から説明していると解釈できる。

『経済の原理』第3篇第1章では「計算貨幣」について論じている。「販売品の其々の価値を尺度するために発明された任意の度量標準」というのが「計算貨幣」の定義である。それゆえ、①計算貨幣は、②鑄貨としての貨幣、とは異なる。なぜならば、鑄貨は表券貨幣であると同時に商品でもあるからだ。これが報告者の解釈である。スチュアートは「考案された計算貨幣」（鑄貨：表券貨幣）が、計算貨幣と商品という2つの側面を持つことを指摘する。そして、後者が前者の機能を損なう可能性を示唆する。商品の価格変動が「諸物の価値を尺度するための不変の度量標準の有効性」を阻害するからである。

これに対して、アムステルダム銀行のグルテン・バンコやアンゴラ海岸の貨幣マクートのような表券貨幣は、鑄貨とは異なり商品価値を持たないので、金銀よりも確定的価値を持ちうる。それゆえ、鑄貨よりも計算貨幣に適していると評価しているように解釈できる。続く第3章では、鑄貨と紙幣の対比が行われている。鑄貨は、①素材の本来の（商品）価値という利点を持つが、他方で、②本来の（商品）価値の不安定性という欠点を持つ。これに対して、紙幣は、①価値の安定性という長所を持つが、他方で、②本来的価値を持たないという欠点を持つ。それゆえ、素材的貨幣（鑄貨）をより完全なものにするためには、金属（商品）の性質を払拭する必要がある。一方、紙幣をより完全なものにするためには、

金属あるいは土地という担保に基づいて流通するようにすべきである。これが、スチュアートの提言である。この提言を、表券貨幣を商品価値で基礎づけようとするものと解釈することも可能だが、限嗣相続制の廃止などによって債務の譲渡性を高め表券貨幣の発行を促そうとするものであったという解釈も可能であろう。

4. 小括

第1節では2人の表券貨幣論者の議論を検討した。クナップの議論は、①名目貨幣説、②表券貨幣説、③国際決済には正貨が必要、という3つに要約できる。イネスの議論は、①商品貨幣説批判、②貨幣の信用理論、すなわち、「貨幣は信用である」という議論。③「貨幣の国家理論」と「貨幣の信用理論」の統合、すなわち、「政府の貨幣も国の債務であり、信用貨幣である」という議論の3つに要約できる。この2人の表券貨幣論者の議論をスチュアートの貨幣論と比較するとどのようなことが言えるだろうか。

①スチュアートの「計算貨幣」の定義は、「販売品の其々の価値を尺度するために発明された任意の度量標準」というものであった。これは、明らかに「名目貨幣論」である。②スチュアートの鑄貨に関する説明は「鑄貨の内在的価値は一般的合意または国家の権威に基づく」というものであった。彼は、(象徴貨幣)信用貨幣だけでなく、鑄貨も表券貨幣であると考えていたと言えるだろう。③同時に、スチュアートは鑄貨の持つ2面性にも気づいていた。素材商品の価格変動が、「諸物の価値を尺度するための不変の度量標準の有効性」を阻害するという弱点を指摘していたのである。このため、計算貨幣としては鑄貨よりも信用貨幣の方が優れているという認識を持っていた。その結果、債務の譲渡性を高めて信用貨幣の発行を促進することを提言していたのである。

したがって、スチュアートの貨幣論は、クナップやイネスの名目貨幣論、表券貨幣論の先駆者であると評価できる。とくに、イネスの議論は、スチュアートの議論を継承、発展させたものであると言える。(相違点については、報告、full paperで詳述する)。

参考文献

Innes, A.M.,1913. "What is Money?" *Banking Law Journal*, May.

_____, 1914, "The Credit Theory of Money" *Banking Law Journal*, January.

Knapp, G.F. [1924] 2013, *The State Theory of Money*, Martino Publishing

Steuart, James [1767]1995, *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy, In the Works*. Vol.1-4. London 小林昇監訳・竹本洋他訳『経済の原理』名古屋大学出版会、1993-98年

Wray, L.R.,2014, "From the State Theory of Money to Modern Money Theory : An Alternative to Economic Orthodoxy, Working Paper No.792, Levy Economics Institute